

【フランス】公衆衛生上の危機の管理に関する法律

海外立法情報課 奈良 詩織

* 公衆衛生上の緊急事態が解除された 2021 年 6 月 2 日に始まった、新型コロナウイルス感染症の流行収束に向けた措置を講ずる移行期間を同年 11 月 15 日まで延長し、感染症対策を強化する法律第 2021-1040 号が制定された。

1 制定の背景と経緯

(1) 二度の緊急事態宣言と移行期間

フランスでは、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大に対処するため、2020 年 3 月 24 日¹から同年 7 月 11 日まで²と、同年 10 月 17 日³から 2021 年 6 月 1 日までの二度にわたり、公衆衛生上の緊急事態 (état d'urgence sanitaire. 以下「緊急事態」)⁴が発出された。二度目の緊急事態が解除された 6 月 2 日から同年 9 月 30 日までには「移行期間」と位置付けられ、COVID-19 の流行の収束に向けた措置が講じられた⁵。しかし、その後、変異ウイルスのデルタ株の出現とまん延による感染再拡大が懸念されたため、感染症対策を強化する必要が生じた。

(2) 制定の経緯

関連の政府提出法律案が、ジャン・カステックス (Jean Castex) 首相により、2021 年 7 月 19 日に大臣会議を経て、フランス下院に提出された。本法律案の審議には審議促進手続⁶が適用され、上下両院での審査の後、両院協議会が開催され、その成案が同 25 日に上下両院で可決された。その後、本法律案は、首相、60 人以上の下院議員及び 120 人以上の上院議員の請求により、憲法院の合憲性審査に付された⁷。同年 8 月 5 日に、憲法院は一部の規定を除いて合憲の判断を下し⁸、同日、大統領審署を経て「公衆衛生上の危機の管理に関する法律第 2021-1040 号」⁹が制定された。本法律は翌 6 日に公布され、大部分の規定が同日に施行された¹⁰。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 9 月 9 日である。

¹ 三輪和宏「【フランス】新型コロナウイルス感染症の流行に対処する緊急法の制定」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.6-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512839_po_02840103.pdf?contentNo=1>

² 三輪和宏「【フランス】公衆衛生上の緊急事態の終結を組織する法律の制定」『外国の立法』No.285-2, 2020.11, pp.6-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570689_po_02850203.pdf?contentNo=1>

³ 三輪和宏「【フランス】再度の公衆衛生上の緊急事態について定めるデクレと法律」『外国の立法』No.287-1, 2021.4, pp.6-9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659059_po_02870103.pdf?contentNo=1>

⁴ 特に感染症の流行によって、市民の健康が危険にさらされ、大きな被害が発生している状況の下で、それに対処するために、移動、営業及び集会の自由の制限、財とサービスの徴用、一時的な物価統制といった例外的な措置を採用することを認めるもの。

⁵ 奈良詩織「【フランス】公衆衛生上の危機の終結の管理に関する法律」『外国の立法』No.288-2, 2021.7, pp.6-9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11708947_po_02880202.pdf?contentNo=1>

⁶ 先議の院で法律案提出から 6 週間、後議の院で法律案の送付後 4 週間が経過した後でなければ、本会議の審議を行うことができないという原則を適用しないことを認める手続 (フランス憲法 (1958 年制定) 第 42 条第 4 項)。

⁷ 審査請求の主な理由は、衛生パスに関する規定が往來の自由や企業活動の自由を侵害し得ること及び関連する義務への違反に対する罰則が重過ぎると考えられること、並びに隔離に関する規定に不明瞭な部分があること等である。また、首相は可決された規定の合憲性を確認することを求めて、審査請求を行った。

⁸ 違憲と判断されたのは、衛生パスの提示義務に従わない労働者を使用者の判断により解雇できるという規定、及び COVID-19 に関する検査の結果が陽性となった者に、10 日間の隔離を義務付けるという規定等である。

⁹ Loi n° 2021-1040 du 5 août 2021 relative à la gestion de la crise sanitaire. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043909676/>>

¹⁰ フランスでは、条文中に特別に施行時期に関する定めがある場合を除いて、法律は公布と同日に施行される。な

2 本法律の主な内容

本法律は、全3章21か条から成る。その主な内容は、次のとおりである。

(1) 公衆衛生上の危機を管理する制度の延長と拡大 (第1条)

第1条は、2021年6月2日に始まった移行期間の終期を、同年11月15日まで延長することを定める。同条は、移行期間の延長と共に、次の2つの措置を規定する。

(i) 衛生パスの適用範囲の拡大と適用期間の延長

「公衆衛生上の危機の終結を管理する2021年5月31日の法律第2021-689号」¹¹第1条により導入された「衛生パス (passe sanitaire)」¹²の運用期間を、2021年11月15日まで延長する。また、適用対象が拡大され、従来の①フランス本土、コルシカ島又は海外領土を目的地又は出発地とする移動時、②1,000人以上が集まる大規模な集会又はイベントへの参加時に加え、③飲食店の利用時、④医療施設、社会施設及び社会医療施設の利用時並びにこれらの施設への施設利用者の訪問時 (緊急の場合を除く)、⑤公共交通機関による国内における長距離移動時、⑥各県の地方長官 (représentant de l'Etat dans le département) の決定に基づいて指定される大規模な商業施設の利用時にも、衛生パスの提示が義務付けられることになった。追加される③～⑥の施設における提示義務は、2021年8月9日から適用される¹³。さらに、これらの施設の従業員に対しても、同年8月30日以降、衛生パスの提示が義務付けられる。一方、未成年者¹⁴については、2021年9月30日以降、衛生パスの提示義務が適用される。なお、提示義務の対象となるのは12歳以上の者であり、小学生以下は適用対象外である。

利用者による提示義務違反には、135ユーロの罰金が科される¹⁵。同一人物が、15日以内に再度違反した場合、200ユーロの罰金が科される。また、30日間で3回以上の違反が確認された場合、6か月の拘禁刑 (emprisonnement) 及び罰金3,750ユーロが科される。このほか、衛生パスの不正使用又は衛生パスを確認する管理者に対する暴力行為も、罰則の対象となる。一方、施設やイベントの管理者が利用者の衛生パス所持の確認を怠り、かつ、確認義務を履行するよりの行政機関からの命令にも従わない場合には、一時的な業務停止命令の対象となる。45日間で3回以上の違反が確認された場合には、1年の拘禁刑及び罰金9,000ユーロが科される。

(ii) 海外領土における公衆衛生上の緊急事態の延長

フランスの海外領土のうち、仏領ギアナ (Guyane française) については、感染状況の改善が

お、本稿で取り上げなかった本法律第4条は、施行条件を定めるデクレ (Décret n° 2021-1049 du 6 août 2021 portant mesures exceptionnelles relatives aux indemnités journalières de sécurité sociale versées aux travailleurs indépendants. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decree/2021/8/6/SSAS2124292D/jo/texte>>) が2021年8月6日に制定され、翌7日に公布・施行された。

¹¹ 奈良 前掲注(5)参照。

¹² 衛生パスは、①COVID-19のワクチン接種済、②所定の期間内のPCR検査の結果が陰性、③COVID-19感染からの回復のいずれかを証明するものであり、その運用期間は、2021年6月9日から同年9月30日までとされていた。これは、欧州連合 (EU) で「EUデジタルCOVID証明書」 (同年7月1日運用開始) としても利用できる。「EUデジタルCOVID証明書」に関しては、濱野恵「【EU】EUデジタルCOVID証明書規則の公布、域内移動制限の協調に関するEU理事会勧告の再改正」『外国の立法』No.288-2, 2021.8, pp.2-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11708946_po_02880201.pdf?contentNo=1> 参照。

¹³ Décret n° 2021-1060 du 7 août 2021 modifiant le décret n° 2021-901 du 6 juillet 2021 relatif au traitement automatisé de données à caractère personnel dénommé « Convertisseur de certificats ». <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decree/2021/8/7/SSAZ2123899D/jo/texte>>

¹⁴ フランスの成人年齢は18歳。

¹⁵ 1ユーロは約129.8円 (令和3年9月分報告省令レート)。

見られないことから、2021年9月30日まで緊急事態下に置かれ、前記の法律第2021-689号の規定による「移行期間」の適用対象外とされていた¹⁶。その後、レユニオン (La Réunion) 及びマルティニーク (Martinique) にも同年7月14日から¹⁷、グアドループ (Guadeloupe)、サン・バルテルミー (Saint-Barthémy) 及びサン・マルタン (Saint-Martin) にも同29日から¹⁸、感染状況の悪化を理由に相次いで緊急事態が発出された。本法律第1条12°は、これらの地域に発出された緊急事態の終期を、2021年9月30日まで延長する。

なお、2021年9月11日には、同年8月12日に緊急事態が発出された仏領ポリネシア (Polynésie française)¹⁹を含め、海外領土に発出されている緊急事態を同年11月15日まで再度延長することを定める「海外領土における公衆衛生上の緊急事態の延長を認める法律第2021-1172号」²⁰が制定され、翌12日に公布・施行された。

(2) 検疫隔離及び感染者の隔離措置の強化 (第6条)

第6条は、検疫隔離 (quarantaine)²¹及び隔離 (isolement) に関する規定である。改正前の制度では、アレテ²²により、強い流行を示す「赤色」に指定される地域からのフランスへの渡航者全員にウイルス学的検査 (PCR検査又は抗原検査) を実施し、陽性者には隔離、陰性者には検疫隔離を実施していた²³。第6条は、隔離の適用条件を変更し、検査により陽性が確認された者にこの措置を適用できるようにする。これにより、隔離措置は、陽性が確認された渡航者のみならず、国内で感染が確認された全ての者に適用することが可能になる。このほか、担当職員は、対象者が外出を許可された時間帯 (10時から12時まで) 及び23時から8時までの時間帯を除いて、随時、隔離対象者の管理のために、収容施設に立ち入ることが認められた。

(3) 特定の職種に従事する者のワクチン接種義務

(i) ワクチン接種義務の対象者 (第12条)

第12条は、特定の職業に従事する者に COVID-19 のワクチン接種を義務付ける。その対象となるのは、①病院若しくは大学・企業の保健サービス等の医療施設又は高齢者や障害者を受け入れる社会医療施設に勤務する医療従事者²⁴、②特定の医療関係の職に従事する者²⁵、③医療

¹⁶ 奈良 前掲注(5)参照。

¹⁷ Décret n° 2021-931 du 13 juillet 2021 déclarant l'état d'urgence sanitaire dans certains territoires de la République. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2021/7/13/SSAZ2121690D/jo/texte>>

¹⁸ Décret n° 2021-990 du 28 juillet 2021 déclarant l'état d'urgence sanitaire dans certains territoires de la République. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2021/7/28/SSAX2123437D/jo/texte>>

¹⁹ Décret n° 2021-1068 du 11 août 2021 déclarant l'état d'urgence sanitaire en Polynésie française. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2021/8/11/SSAZ2124724D/jo/texte>>

²⁰ Loi n° 2021-1172 du 11 septembre 2021 autorisant la prorogation de l'état d'urgence sanitaire dans les outre-mer. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044036407>>

²¹ 自宅又は収容施設での10日間の隔離。9日目にPCR検査を受検し、陰性であれば、翌日から隔離を解除される。

²² Arrêté du 7 juin 2021 identifiant les zones de circulation de l'infection du virus SARS-CoV-2. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/arrete/2021/6/7/SSAZ2117473A/jo/texte>> 同アレテは、COVID-19の感染状況により、世界各国を「緑色」、「オレンジ色」、「赤色」に分類する。2021年9月9日現在、インドネシアやチュニジアを始めとする26か国が「赤色」に指定されている。

²³ なお、2021年7月17日以降、COVID-19のワクチン接種証明書を提出する者は、到着時の検査を免除されている。

²⁴ フランスにおける「医療従事者」とは、次の3つの分野に従事する者のこと。①医療職：医者、助産師及び歯科医、②薬局業及び医学物理学に関する職業：薬剤師、薬剤師助手、病院薬剤師助手及び医学物理士、③医療補助職 (看護師、マッサージ師・理学療法士、足治療士、作業療法士、精神運動訓練士、言語聴覚士、視能訓練士、放射線技師、臨床検査技師、補聴器士、眼鏡士、義肢装具士、栄養士)、看護助手、保育士及び救急士。“Qui sont les professionnels de santé ?” Vie publique, 2019.3.14. <<https://www.vie-publique.fr/fiches/37855-categories-de-professionnels-de-sante-code-se-la-sante-publique>>

²⁵ 心理学者、整骨医、脊椎指圧療法士、精神療法医が該当する。

従事者と同じ場所で勤務する者、④医学部の学生、⑤高齢者や障害者に対して職業として在宅介護を行う者、⑥消防士を始めとする市民安全体制 (sécurité civile)²⁶に携わる者、⑦病人、負傷者又は妊婦の搬送等、公衆衛生上の搬送を行う者、⑧病人や障害者の自立支援を目的とするサービス業従事者及び関連機器を提供する業者である。ただし、COVID-19 のワクチンの成分に対するアレルギーや既往症等による医療上の禁忌が証明される者、配管工や視聴覚機器の修理業者など、対象施設で一時的に勤務する外部企業の労働者は、接種義務を免除される。

(ii) 対象者の証明書提示義務及び違反した場合の停職処分 (第 13 条、第 14 条)

第 12 条に規定される接種義務の対象者には、接種関連の証明書を使用者等に提出する義務があり (第 13 条)、それに違反した場合には停職処分の対象となる (第 14 条)。すなわち、対象者は、原則として、2021 年 9 月 15 日までにワクチン接種を完了し、その証明書を、労働者及び公務員はその使用者に、開業医等の自由業の者は州保健庁 (Agence régionale de santé)²⁷に提出しなければならない。ただし、同年 8 月 9 日から²⁸同年 9 月 14 日までは、衛生パスと同じ様式で発行される回復証明書又は陰性証明書の提出に替えることもできる。なお、医療上の禁忌を理由としてワクチンを接種できない者は、その証明書を提出しなければならない。また、2 回の接種が必要なワクチンの接種を選択した者については、9 月 15 日までに接種を完了することができなかった場合、1 回目のワクチン接種が完了していることを証明し、併せて陰性証明書を提出することで、同年 10 月 15 日までは職業活動を継続することができる。

停職処分は、当該対象者が必要な書類を提出した時点で解除される。停職期間中は、給料の支払も停止される。また、有期労働契約の労働者又は公務員の場合を除いて、ワクチン接種義務違反を理由として解雇することはできない。

このワクチン接種義務は、2021 年 11 月 15 日までの時限的措置である。

(iii) 停職処分への違反に対する罰則 (第 16 条)

第 14 条の適用により停職処分を受けた者が、処分期間中に当該職業活動を行った場合、罰金 135 ユーロが科される。同じ者が 15 日以内に再度違反した場合、科される罰金の総額は、200 ユーロに引き上げられる。さらに、30 日間で 3 回以上の違反が確認された場合、6 か月の拘禁刑及び罰金 3,750 ユーロが科される。一方、使用者が、自身の管理下にある労働者又は公務員の接種義務の遵守を管理する義務を怠った場合、罰金 200 ユーロが科される。30 日間で 3 回以上の違反が確認された場合、1 年の拘禁刑及び罰金 9,000 ユーロが科される。

(iv) ワクチン接種に関するその他の規定

このほか、労働者及び公務員は、自身の COVID-19 のワクチン接種又は自身が扶養する未成年者及び被保護成年者のワクチン接種に同伴するために休暇を取得できること (第 17 条) 等も定められた。

²⁶ 国、地方公共団体及びその他の公法人又は民間法人による、あらゆる災害の予防、市民への情報提供及び警告、災害や事故から市民、財及び環境を保護することを目的とする体制。国内安全法典 (Code de la sécurité intérieure.) L. 第 112-1 条に規定。

²⁷ 各州 (région) に設置され、州レベルでの保健衛生政策の推進及び医療提供体制の調整を行う国の機関。なお、région は、「地域圏」と訳出されることもある。

²⁸ Décret n° 2021-1058 du 7 août 2021 modifiant le décret n° 2020-551 du 12 mai 2020 relatif aux systèmes d'information mentionnés à l'article 11 de la loi n° 2020-546 du 11 mai 2020 prorogeant l'état d'urgence sanitaire et complétant ses dispositions et le décret n° 2020-1690 du 25 décembre 2020 autorisant la création d'un traitement de données à caractère personnel relatif aux vaccinations contre la covid-19. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2021/8/7/SSAZ2123759D/jo/texte>>